

公 示

公示第4号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」（平成26年3月27日付け公示第125号）を別紙のとおり一部改正する。

令和6年4月22日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて

新	旧
<p>公示第125号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年3月27日</p> <p>北陸信越運輸局長 和辻 健二</p> <p>記</p> <p>I～IV（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、II法人タクシーの表示等4.（1）又はIII個人タクシーの表示等4.（1）の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。</p> <p>3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。</p> <p>附 則（平成27年9月28日付け公示第44号）</p> <p>この公示は、平成27年10月1日から適用する。</p> <p>なお、適用の際、現に法人タクシー事業者には雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証）の交</p>	<p>公示第125号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等関係法令及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年7月1日付け公示第14号）の規定によるほか、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成26年3月27日</p> <p>北陸信越運輸局長 和辻 健二</p> <p>記</p> <p>I～IV（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2 この公示の適用日において営業所に配置する車両が、II法人タクシーの表示等4.（1）又はIII個人タクシーの表示等4.（1）の事項について、別表2の規格に適合していない車両については、平成26年9月30日までに適合するよう措置することとする。</p> <p>3 平成14年7月10日付け北陸信越運輸局長公示第38号「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車への運賃及び料金に関する事項の表示」については、平成26年4月1日限り廃止する。</p> <p>附 則（平成27年9月28日付け公示第44号）</p> <p>この公示は、平成27年10月1日から適用する。</p> <p>なお、適用の際、現に法人タクシー事業者には雇用され運転者として選任されている者及び個人タクシー事業者は、平成28年3月31日までの間、登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にとっては、個人タクシー事業者乗務証）の交</p>

付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

附 則（令和2年4月8日付け公示第1号）

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

附 則（令和5年8月16日付け公示第47号）

この公示は、令和5年8月16日から適用する。

なお、適用の際、現に表示している登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあつては、個人タクシー事業者乗務証）は再交付を受けるまで、従前の取扱いによるものとする。

また、適用の際、現に事業の用に供している車両にあつては、改正後のIV4.（3）によらず、従前の取扱いによるものとする。

附 則（令和6年4月22日付け公示第4号）

この公示は、令和6年4月22日から適用する。

付を受けるまでは、従前の取扱いによるものとする。

附 則（令和2年4月8日付け公示第1号）

この公示は、令和2年4月8日から適用する。

附 則（令和5年8月16日付け公示第47号）

この公示は、令和5年8月16日から適用する。

なお、適用の際、現に表示している登録タクシー運転者証（個人タクシー事業者にあつては、個人タクシー事業者乗務証）は再交付を受けるまで、従前の取扱いによるものとする。

また、適用の際、現に事業の用に供している車両にあつては、改正後のIV4.（3）によらず、従前の取扱いによるものとする。

別表1～別表3 (略)

別表4 ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の表示マーク

(ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



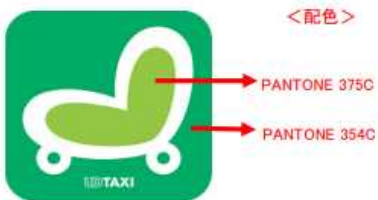
2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル準1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



別表1～別表3 (略)

別表4 ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の表示マーク

(ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

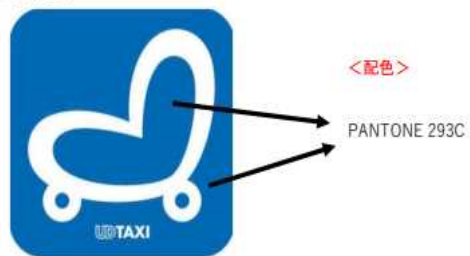
(イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

(新設)

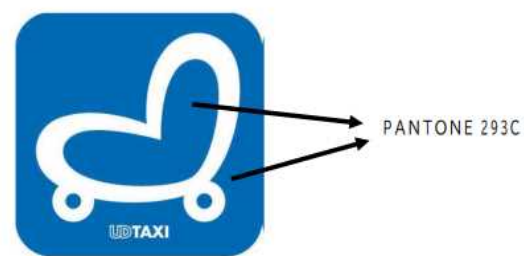
(エ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両は、次の表示マークを表示することを推奨するので、表示の実施を積極的に検討するものとする。



- (注)
- 1 上記の各表示マークの大きさは、縦横150mm以上とする。
 - 2 表示位置は、車体の前面、左側面及び後面の外部から見やすい位置（いずれも窓ガラス部分以外）とする。
 - 3 表示方法は、塗装、ステッカー又はマグネットによるものとする。

別表5 (略)

(ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両は、次の表示マークを表示することを推奨するので、表示の実施を積極的に検討するものとする。



- (注)
- 1 上記の各表示マークの大きさは、縦横150mm以上とする。
 - 2 表示位置は、車体の前面、左側面及び後面の外部から見やすい位置（いずれも窓ガラス部分以外）とする。
 - 3 表示方法は、塗装、ステッカー又はマグネットによるものとする。

別表5 (略)